

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法の変更についてお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく施設の配置及び運営方法の変更に関する届出について、同法施行規則第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、下記の掲示をもって変更内容をお知らせします。

●変更内容について

店舗名称	テックランド東広島店			
所在地	東広島市西条町御園宇字勝谷5186番地1外			
店舗設置者	オリックス株式会社（東京都港区浜松町二丁目4番1号）			
変更事項	(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項			
	① 駐車場の収容台数（届出駐車台数）			
	駐車場の位置	変更前	変更後	備考
	店舗建物敷地駐車場	92台	63台	整備台数93台のうち、届出台数を63台とします
	南側隔地駐車場	44台	—	隔地駐車場を廃止します
合計	136台	63台		
変更事項	(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項			
	① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置			
	駐車場の位置	変更前	変更後	備考
	店舗建物敷地駐車場	4か所	5か所	
	南側隔地駐車場	2か所	—	隔地駐車場を廃止します
合計	6か所	5か所		
変更年月日	令和8年4月5日			
変更する理由	実際の利用実態に即した駐車場台数を確保し、過剰な施設を閉鎖するため			
掲示責任者及び連絡先	株式会社成研 児玉 将典 TEL (082) 533-7027			

●届出書の縦覧と意見書の提出について

届出書	縦覧期間	令和7年8月14日から令和7年12月15日まで
	縦覧場所	東広島市産業部 産業振興課
意見書	提出期限	令和7年12月15日まで
	提出先	東広島市産業部 産業振興課
届出書の縦覧及び意見書の提出に関するお問い合わせ先		東広島市産業部 産業振興課 地域産業支援係 東広島市西条栄町8-29 TEL (082) 420-0921

※掲示期間：令和7年12月15日まで